

4. 生徒指導部

4-1. 生徒指導要項

新教育下に於ける学校は、知性あり良識ある公民の育成を目的とする秩序ある社会である。その秩序は個人や一部少数者の利益のためになくて、それに属する一切の者の利益を擁護する秩序でなければならない。なおそれは根底に於いて個人の人格が尊敬されると共に他の人格も充分尊敬され、すべての者の納得と指示の下に成り立つ普遍妥当性のあるものでなければならない。

- 1 学校ではその教育目標にそむかない限り最大限の自由が保障される。
- 2 本校生徒は常に品位を保ち、それにふさわしい責任と、誇りをもって行動しなければならない。
- 3 学生生活では一般社会の通念や法律に反する一切の行動は禁止される。
- 4 本校生徒は常に公民の自覚に立ち、公共福祉への共同責任を担い自由と共に責任を、権利と共に義務を全うするよう努めなければならない。
- 5 本校生徒は高等学校生徒の自負に於いて、常に学識技能の修得につとめ、将来知性あり、良識ある公民とならなければならぬ。
- 6 18歳選挙権を踏まえ、学校内での政治活動は一切禁止するが、校外において、生徒自らが自主的、主体的に判断して行う活動についてはこの限りでない。

ただし、学習に支障が発生したり、生徒間で政治的な対立が生じて学校教育の妨げとなる場合は禁止する場合がある。

なお、校内での政治活動があった場合は、特別指導の対象となることがある。

以上は、民主的な学校を形成するための、基本的要項であって、少なくともこの条項を犯すものは学校の自由を侵害するものとして学校全体に対して、その責任をとらなければならない。

4 - 2. 生徒心得

誇りある金沢市立工業高校生徒としての自覚をもち、一人ひとりが本校を代表していることを心に刻み、円満な人格の形成につとめるとともに、よりよい校風を作るべく努めてもらいたい。そのために必要と思われる事柄につき次に基準を示す。

1. 服 装

服装は生徒にふさわしいものを着用し、いたずらに虚飾、粗野に流れではならない。(生徒服装等基準P48参考)

- (1) 生徒は所定の制服を着用する。
- (2) 頭髪は常に高校生らしい髪型にすること。
- (3) 指定の制服以外の、衣類を着用する必要があるときは、所定の書式により異装許可願を提出し、許可を受けなければならない。

2. 通 学

- (4) 8時25分までに生徒玄関に入り、8時30分には教室に入っていなければ遅刻とする。(8時20分から朝学習に取り組めるよう登校すること。)
- (5) 登校後終礼時までは勝手に校外に出てはいけない。外出、早退の必要あるものはホーム担任に申し出、許可を受けなければならない。
- (6) 遅刻した時は直ちに生徒指導室に遅刻届出用紙を取りに来る。その日のうちに遅刻届を生徒指導部に提出すること。
- (7) 自転車による通学は自転車通学許可願を提出し、許可を得なければならぬ。また、原付自転車以上の車両の運転を禁止する。

3. 校 内

学校を愛し、共同生活に必要な規律を守り、たがいに人格を尊重し、励ましあって学校生活を有意義に送るよう心掛けること。

また、自己の持物はよく注意し、いやしくも高等学校生徒としての品位を傷つけるような物品は所持してはならない。また紛失、盗難を防ぐために万全を期することが大切である。

- (8) 校舎内では静粛を旨とし、授業の妨げにならないようすること。
- (9) 校舎内外は常に整理整頓し、明るく楽しい環境を形成する様に心掛けること。なお、落書、器物破損をしてはならない。
- (10) 校舎、校具、樹木を愛護し、過って破損したときは速やかにホーム担任・生徒指導部に届け出る。ただし、事情により弁償させる事がある。
- (11) 学校の器具を所定の場所から持ち出す場合は、予め先生の許可を得なければならない。
- (12) 部活動時以外は部室に入室してはならない。
- (13) 所持品は必ず学年、ホーム、氏名を記入する。
- (14) 学習に不適切なもの(音楽プレイヤー、ゲーム機器、マンガ等の遊具)を持参してはならない。貴重品はその保管に留意する。なお、携帯電話・スマートフォンの取り扱いは別に示す。(P47参照)
- (15) 金銭、物品の拾得又は紛失の場合は速やかにホーム担任・生徒指導部に届け出る。
- (16) 印刷物の発行、校内に於けるビラ、ポスターなどの掲示は事前に許可を得なければならない。

4. 校 外

率先して公衆道徳を守り、社会の模範となるように心掛ける。

- (17) アルバイトは禁止する。ただし、家庭の都合によりホーム担任へ申し出があった場合、許可をする場合がある。
- (18) 外出する場合は行き先、帰宅時間などを保護者に告げておくこと。
- (19) 夜間の外出はつとめて自制し、保護者同伴の場合を除いて午後10時を限度とする。
- (20) 学校の許可を得ず無断で外泊することは、いかなる場合も禁止とする。
- (21) 20歳未満の者の運転する普通自動車・自動二輪車・原付自転車に同乗してはならない。

5. 学校生活

- (22) 言語動作は教養ある生徒としての品位を持ち、粗暴野卑に流れてはならない。本校生徒としての品位を持ち自主的な責任のある行動をすること。

- (23) 教師生徒間は勿論のこと、先輩後輩、生徒相互間に於いても挨拶を行い、礼儀作法を守り、礼を失しないようにすること。
- (24) 自他ともにこうむる迷惑・損失を考え、常に時間は正確に守らなければならない。
- (25) 集会時の集合・解散は、秩序正しく敏速かつ静肅に行うこと。
- (26) 校内、校外ともに会議、会合、集会などを行う場合には、事前にホーム担任の許可を受けなければならない。

6. 特別指導

- (27) 反社会的等の行為があった者には特別指導を行う。またその行為の場にいる者は、帮助となり特別指導の対象となる。
- (28) 20歳未満の者の運転する普通自動車・自動二輪車・原付自転車の同乗及び車両の運転は禁止、特別指導の対象となる。
- (29) 金銭、物品の売買、贈答、貸借は禁止、特別指導の対象となる。
- (30) 学校生活全般において不適切な行為を繰り返す者は一日特別指導の対象となる。
- (31) 携帯電話・スマートフォンの取り扱い方についても場合によって特別指導の対象となる。(P47参照)
- (32) 特別指導期間中の生徒への訪問及び電話は固く禁止する。

7. 交　　友

- (33) 相互に敬愛の精神をもって、礼儀正しく清純明朗に交際すること。少なくとも他から疑惑や誤解を招くものであってはならない。
- (34) 相手の人格を尊重し、相互の理解をはかるとともに知性ある生徒として行動すること。
- (35) 常に自己の意思を明確に示し、好ましくない交友は拒絶する勇気が大切である。

4-3. 携帯電話・スマートフォンの取り扱い

校地内の使用を禁止する。

校地内では必ず電源を切り、かばんに入れておくこと。

校内で電話を使用する必要があるときは、事務局に申し出ること。

※違反者は一日特別指導の対象となり、携帯電話・スマートフォンは学校で一定期間預かる。また、以下の事項に留意できない者も一日特別指導又は特別指導の対象となる。良識ある行動と責任を持つこと。

(1) 書き込みやメールでの誹謗中傷の禁止

SNS、なりすまし投稿による誹謗中傷の禁止

SNS、動画サイトを用いた悪質な行為の禁止

(2) 犯行予告等の禁止

地域社会に不安を与える予告行為の禁止

掲示板での特定個人に対する悪質な内容、脅迫行為の禁止

出会い系サイトの利用禁止

(3) ウィルスの侵入や個人情報の流出の防止をすること

自分のパソコン、スマホ等のウィルスの感染防止の自己対策をすること

自分の各種ID・パスワードを他人に教えることの禁止

他人の各種ID・パスワードを利用した不正アクセスの禁止

(4) ショッピングサイト等からの架空代金の請求や詐取の防止

大人名義のクレジットカードの無断使用の禁止

ショッピングサイト等の利用規約見落としの注意

無料ゲームサイトでの有料サービスの利用の注意

詐欺行為などの不当請求の危険性の理解と注意

(5) 著作権法等の違反

ゲームソフトの違法ダウンロードの禁止

著作物の違法なアップロードとダウンロードの禁止

4 - 4. 生徒服装等基準

本校の服装基準を日頃から「進学・就職にふさわしい状態」で生活するとして下記のとおり定める。

制 服

(1) 制服の着用の仕方について

- ・本校所定の制服を着用し、左襟に科章を付ける。(次ページ参照)
- ・ブレザーの下には、本校所定のシャツを着用し、ブレザーの裾からはみ出さないこと。
また、ブレザーのボタンは留めておくこと。
- ・ネクタイを着用すること。(ただし、クールビズ期間中は除く。)
- ・寒暖の調節は、本校所定のカーディガンで行う。
- ・スカート丈は、膝頭に一部からなければならない。
- ・肌着の色は白・ベージュとする。(柄の入ったシャツは認めない。)

(2) 冬服、夏服のそれぞれの着用期間・移行期間は次のとおりとする。

(ただし、天候により期日を変更することがある。)

4月～5月第1週　冬服

5月第2週～6月第2週　※移行期間

6月第3週～9月第1週　夏服

9月第2週～10月第2週　※移行期間

10月第3週～3月　冬服

※移行期間中の服装については、冬服、夏服、または夏服にカーディガンを着用してもよい。

上 履 き

本校所定の上履きを用いること。

通 学 靴

靴、またはスニーカー等を使用すること。サンダル等は禁止する。

靴 下

白・黒・紺・グレーの単色とする。ロゴなどは大きくないワンポイントまでは認める。

カ バ ン

華美でなく、B4サイズ以上が入るもので、勉強道具が入るもの(ブランド品など高価な物は禁止する。)

アクセサリ

全て禁止する。(腕輪、ピアス、ネックレス、華美なメガネ等)

化粧

いかなる場合も禁止する。

ベルト

ビジネス用ベルト黒・濃茶とする。(多数の穴・作業用・バックルの大きいものは禁止する)

また、不要に長いものや体形に合っていないものは速やかに調整すること。

頭髪・眉

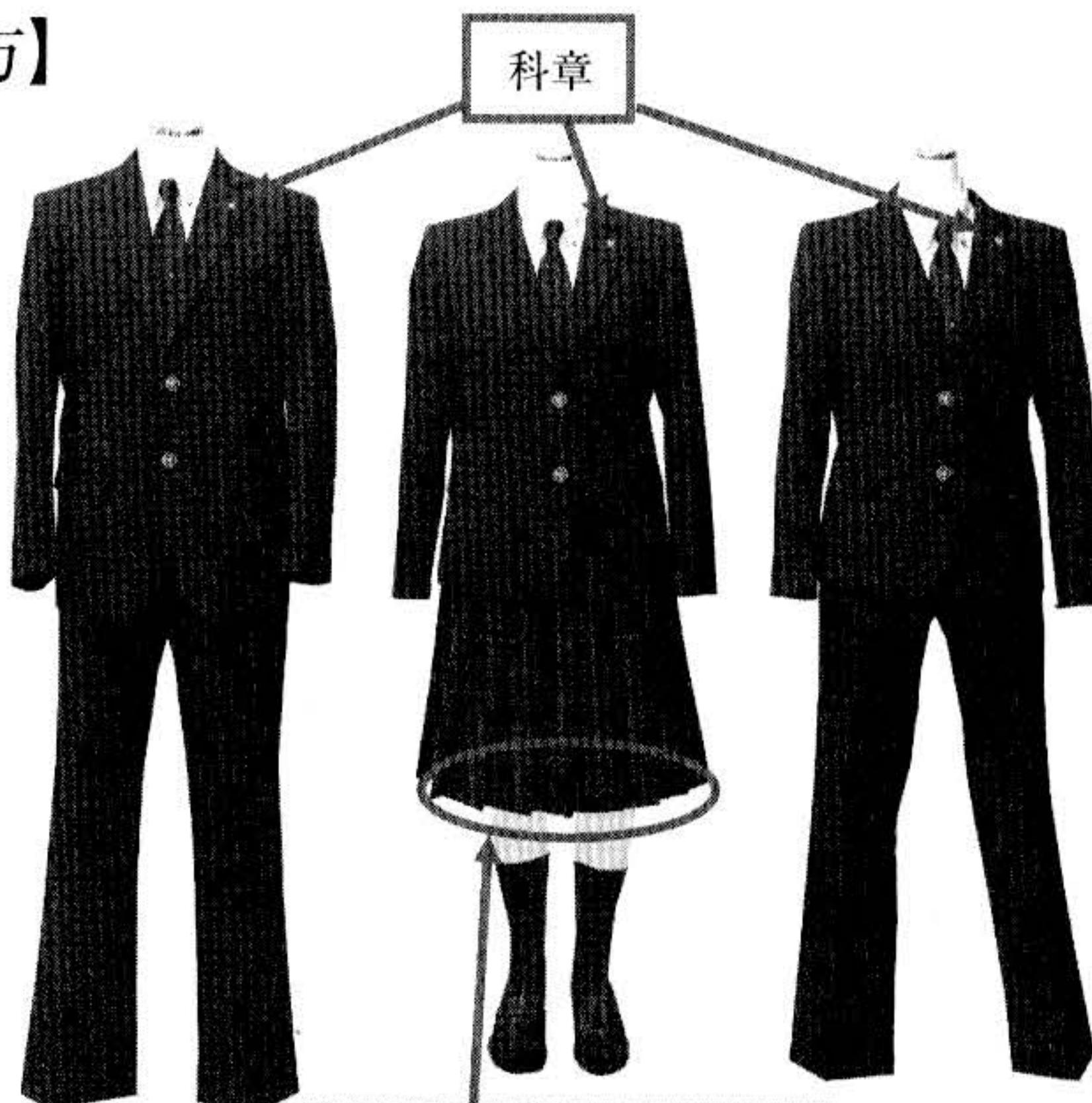
健全な高校生らしさはもとより、進学・就職試験等にふさわしい髪型とし、常に清潔にして適宜整髪すること。ツーブロック、変形カット(長さが極端に違う状態)、マッシュヘアー、パーマ、カール、脱色、染色などは一切禁止する。

[男子] 前髪は眉にかかるない、襟足は制服にかかるない、横髪は耳にかかるないこと。

[女子] 前髪が眉にかかる場合はヘアピンで留め、顔を覆わないようすること。

リボン、ピン止めは髪を結ぶ目的のみに使用し、華美なものはさけること。

【制服着用の仕方】



膝頭に一部かかるように